

令和 5 年 5 月 11 日

第 1 回 大垣市議会臨時会議案

目

次

議第37号 令和5年度大垣市一般会計補正予算(第1号)

議第38号 大垣市固定資産評価員の選任について

報第 5号 専決処分の報告並びにその承認について

報第 6号 弾力条項適用の報告について

議第37号

令和5年度大垣市一般会計補正予算(第1号)

令和5年度大垣市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,601,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月11日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		7,612,140	651,000	8,263,140
	2. 国 庫 補 助 金	1,179,427	651,000	1,830,427
歳 入 合 計		61,950,000	651,000	62,601,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		23,406,370	651,000	24,057,370
	1. 社 会 福 祉 費	5,088,310	487,500	5,575,810
	3. 児 童 福 祉 費	10,342,380	163,500	10,505,880
歳 出 合 計		61,950,000	651,000	62,601,000

令和5年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	57,250	487,500	544,750	1. 総務管理費	487,500	累 計 499,182 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 物価高騰臨時特別給付金支給事業費
2. 民生費国庫補助金	125,230	163,500	288,730	2. 児童福祉費	163,500	累 計 241,904 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 163,500×10/10
計	1,179,427	651,000	1,830,427			

2 歳 出
 (款) 3. 民生費
 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
5. 物価高騰臨時特別給付金支給事業費	-	487,500	487,500	国県支出金	-	2. 給 料	1,830	一般職給 2人	
				487,500		3. 職員手当等	3,190	通勤手当 90 時間外勤務手当 3,100	
				地方債		-	4. 共 済 費	350	職員共済組合負担金 120 社会保険料 200 雇用保険事業主負担 30
				その他		-	10. 需 用 費	3,460	消耗品費 850 印刷製本費 2,610
							11. 役 務 費	11,060	通信運搬費 7,210 手数料 3,850
							12. 委 託 料	12,050	データ入力等業務委託料 5,970 物価高騰臨時特別給付金システム開発委託料 外 6,080
							13. 使用料及び賃借料	5,560	施設使用料 外
							18. 負担金補助及び交付金	450,000	物価高騰臨時特別給付金
計	5,088,310	487,500	5,575,810	国県支出金 487,500 地方債 - その他 -	-				

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
11. 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	-	163,500	163,500	国県支出金	-	1. 報酬	200	会計年度任用職員報酬	
				163,500		3. 職員手当等	350	時間外勤務手当	
				地方債		-	8. 旅費	10	費用弁償
				その他		-	10. 需用費	150	消耗品費 120 印刷製本費 30
							11. 役務費	790	通信運搬費 290 手数料 500
							12. 委託料	2,000	子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料
							18. 負担金補助及び交付金	160,000	子育て世帯生活支援特別給付金
計	10,342,380	163,500	10,505,880	国県支出金 163,500 地方債 - その他 -	-				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,410 ^人	1,210,350 ^{千円}	4,647,880 ^{千円}	2,878,390 ^{千円}	8,736,620 ^{千円}	1,741,090 ^{千円}	10,477,710 ^{千円}
補 正 前	2,406	1,210,150	4,646,050	2,874,850	8,731,050	1,740,740	10,471,790
比 較	4	200	1,830	3,540	5,570	350	5,920

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	118,990 ^{千円}	137,480 ^{千円}	57,000 ^{千円}	78,170 ^{千円}	49,860 ^{千円}	469,900 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	118,990	137,480	57,000	78,080	49,860	466,450	6,400
	比 較	0	0	0	90	0	3,450	0
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当				
補 正 後	770 ^{千円}	57,010 ^{千円}	1,839,410 ^{千円}	63,400 ^{千円}				
補 正 前	770	57,010	1,839,410	63,400				
比 較	0	0	0	0				

議第38号

大垣市固定資産評価員の選任について

地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定に基づき、次の者を大垣市固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を得るものとする。

令和5年5月11日 提出

大垣市長 石 田 仁



山 下 直 人

報第5号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和5年5月11日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第4号

大垣市税条例の一部改正について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、大垣市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日 専決

大垣市長 石 田 仁

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第32条の11第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第32条の12第2項中「においては」を「には」に改める。

第72条第1項第1号中「、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)」を「若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等」に改める。

第80条第1項及び第5項並びに第83条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第8条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15

条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第13条の3(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第13条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第13条の5(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第16条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則中第18条の2を削り、第18条の2の2を第18条の2とする。

附則第18条の6第3項を削る。

附則第19条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第20条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第23条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第31条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の大垣市税条例附則第18条の2及び第18条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報第6号

弾力条項適用の報告について

令和4年度大垣市の競輪事業会計において、令和5年3月16日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第4項の規定に基づき、弾力条項を適用したので、次のとおり報告する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は3,200,000千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項適用の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに弾力条項適用後の金額は、「第1表 弾力条項適用」による。

令和5年5月11日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 弾力条項適用

歳 入

(単位：千円)

款	項	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計
1. 競輪事業収入		22,716,900	3,200,000	25,916,900
	1. 競輪事業収入	22,716,900	3,200,000	25,916,900
歳 入	合 計	24,026,000	3,200,000	27,226,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計
1. 競輪事業費		23,887,700	3,200,000	27,087,700
	2. 競輪開催費	22,807,400	3,200,000	26,007,400
歳 出	合 計	24,026,000	3,200,000	27,226,000

令和4年度 大垣市競輪事業会計弾力条項適用事項別明細書

1 歳 入

(款) 1. 競輪事業収入

(項) 1. 競輪事業収入

(単位：千円)

目	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 車券発売収入	22,000,000	3,200,000	25,200,000	1. 車券発売収入	3,200,000	
計	22,716,900	3,200,000	25,916,900			

2 歳 出

(款) 1. 競輪事業費

(項) 2. 競輪開催費

(単位：千円)

目	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計	弾力条項適用額 の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 業 務 費	5,597,200	800,000	6,397,200	事業収入 800,000 地方債 - 繰入金 -	12. 委託料	720,000	累 計 4,170,800 場外競輪車券発売 委託料 700,000 競技関係委託料 20,000
					18. 負担金補助及び交付金	80,000	
2. 払 戻 金	16,500,000	2,400,000	18,900,000	事業収入 2,400,000 地方債 - 繰入金 -	22. 償還金利息及び割引料	2,400,000	払戻金
計	22,807,400	3,200,000	26,007,400	事業収入 3,200,000 地方債 - 繰入金 -			